

近で決めよう！

② 総合区長の権限を最大限発揮できる仕組みづくり

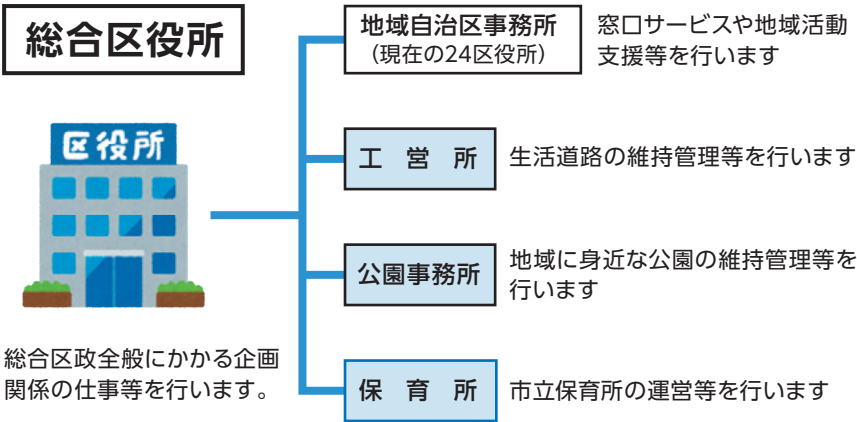
総合区役所の体制

住民生活と密接に関わる仕事が総合区へ移るため、その仕事に見合った職員体制を整えます。

※現在局の事業所である工営所、公園事務所、保育所などの職員約2,200人が総合区役所の職員となります。

Q&A 総合区になると、職員数はどうなるの？

概ね現在の大阪市の職員数の範囲内で体制を整えることができると見込んでいます。
なお、総合区となった時点の大阪市の職員数は、市政改革の取り組みにより、現在より減ることになります。



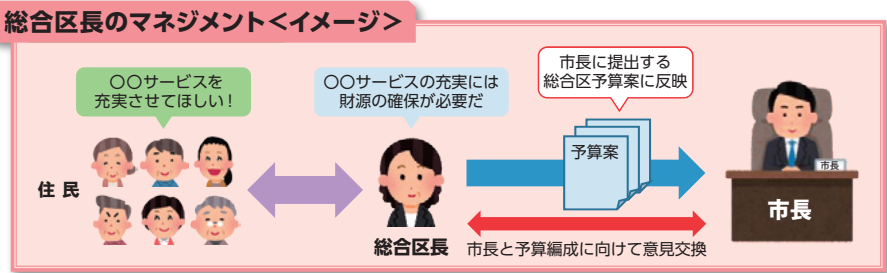
総合区の予算

住民生活と密接に関わる仕事が総合区へ移ることで、総合区の財源が充実します。
また、総合区長が予算編成に向けて、市長と意見交換する仕組みを導入します。

■総合区長がマネジメントできる財源の充実

- ①総合区長ができる仕事が増えることで、総合区長が直接マネジメントできる総合区の予算が充実します。
- ②区の管理資産の有効活用や寄附金などにより、新たに確保した収入は、総合区の財源として活用します。

ポイント 総合区長のマネジメントのもと、地域の実情や住民の皆さんのニーズに応じた、きめ細かで特色あるサービスが実現します。



■予算意見具申権(予算への関与)

総合区長は、総合区内の住民に密接に関わる予算について、市長に意見を述べるすることができます。

ポイント 大阪市全体の仕事を行う市長と、住民に身近な仕事を行う総合区長が意見交換することで、市全体の一体性を確保・継続しつつ、住民の皆さんのニーズを市政・区政に反映していきます。

③ 住民の皆さんの意見を反映する仕組みづくり

総合区政会議・地域協議会

住民の皆さんの意見を区政に反映するための仕組みとして、「総合区政会議」と「地域協議会」を設置します。これにより、総合区長は地域の実情に応じた施策を展開し、より地域に密着した多様な意見が施策に反映されます。

